

令和7年度認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく基本的事項の公表

令和8年2月末現在

基金(事業)の名称	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構
基金額(国庫補助金相当額)	37,757百万円(当初造成額40,500百万円、平成27年6月に25,600百万円を返還、平成30年3月に2,999百万円、平成31年3月に10,000百万円、令和2年6月に4,824百万円、令和5年1月に5,034百万円、令和8年2月に10,100百万円を積み増し)
基金事業の目的	自らでは経営改善計画の策定が難しい多数の中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・弁護士・地域金融機関等)を活用し、経営改善計画の策定支援やフォローアップを支援し、経営改善を促進する。
基金事業の概要	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関(税理士・弁護士・地域金融機関等)が、中小企業・小規模事業者に行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに係る費用に対し、一部費用負担を行う。
基金事業を終了する時期	なし
基金事業の目標	本事業を通して経営改善に取り組んだ結果としての条件変更申請件数の低減
申請方法	(経営改善計画策定支援) 1. 利用申請 中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援を実施する認定支援機関と連名で「利用申請書」を、中小企業活性化協議会に提出する。 2. 計画策定支援・合意形成 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定・合意形成に向けた支援を実施する。 3. 支払申請及び支払決定 中小企業・小規模事業者は、計画について金融機関との合意成立後、認定支援機関と連名で「費用支払申請書」を中小企業活性化協議会に提出する。 4. 伴走支援 認定支援機関は、経営改善計画に基づき、中小企業・小規模事業者の伴走支援を実施して、「伴走支援費用支払申請書」を中小企業活性化協議会に提出する。 詳しくは下記HPを参照 <a href="#">経営改善計画策定支援   中小企業庁</a>

	<p>(早期経営改善計画策定支援)</p> <p>1. 利用申請          中小企業・小規模事業者は、早期経営改善計画策定支援を実施する認定支援機関と連名で「利用申請書」を、中小企業活性化協議会に提出する。</p> <p>2. 計画策定支援          認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の早期経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者は策定した早期経営改善計画を金融機関に提出する。</p> <p>3. 支払申請及び支払決定          策定した早期経営改善計画を金融機関に提出した後、中小企業・小規模事業者は、認定支援機関と連名で「費用支払申請書」を中小企業活性化協議会に提出する。</p> <p>4. 伴走支援          認定支援機関は、早期経営改善計画に基づき、中小企業・小規模事業者の伴走支援を実施して、「伴走支援費用支払申請書」を中小企業活性化協議会に提出する。</p> <p>詳しくは下記HPを参照  <a href="#">早期経営改善計画策定支援   中小企業庁</a></p>
申請期限	なし
審査基準	<p>(経営改善計画策定支援)</p> <p>(1) 対象事業者          借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援(条件変更や新規融資等)が見込める中小企業・小規模事業者が対象となる。</p> <p>(2) 金融支援の有無          金融機関からの金融支援を受けようとする、あるいは現在金融支援を受けている事業者が引き続き金融支援を受けようとする場合に対象となる。</p> <p>(早期経営改善計画策定支援)</p> <p>(1) 対象事業者          資金繰り管理や採算管理など基本的な内容の経営改善の取り組みを必要とし、認定支援機関の支援を受けて早期の経営改善計画を策定し、それを金融機関に提出することによって、今後の自己の経営について見直す意思を持つ、中小企業・小規模事業者が対象となる。</p>
審査体制	<p>各都道府県に設置された中小企業活性化協議会(下記HPに一覧を掲示)において申請書の受付及び審査を行っている。</p> <p><a href="#">中小企業活性化協議会(経営改善計画策定支援事業)の窓口一覧   支援機関の方へ   独立行政法人 中小企業基盤整備機構</a></p>